

## ▼家庭ごみの減量と分別にご協力をお願いします▼

### ◆「ごみ分別の手引き」および「五十音順ごみ収集区分一覧表」を刷新しました。

主な改正点は、

- スプレー缶を金属から有害ごみ（青ネットに入れて有害ごみの日に出す）に変更（平成 22 年 4 月から実施済）
- 特定家庭用機器に衣類乾燥機、プラズマテレビ、液晶テレビ、ワインセラーを追加（平成 21 年 4 月から実施済）
- 4 月 1 日から環境施設課と生活衛生課が統合するため、家庭ごみ等に関する電話番号が ☎0820（79）1012 に変更

### ◆ごみ処理にかかる費用

平成 23 年度において周防大島町のごみ処理にかかった費用等は右表のとおりです。この費用を町民一人当たりで換算すると年 12,124 円になります。

この処理費用は、町民の皆さんの税金でまかなわれています。ごみの量が増えると収集、処理する経費も増えることとなります。皆さんも「必要としないものは買わない、求めない。」という考えでごみの減量化に心がければ、それだけで費用が軽減できます。

ごみ処理にかかった費用		2億3,045万3千円
可燃ごみの量		4,934 t
不燃ごみの量	リサイクルした量	664 t
	リサイクルによる売却金	717万5千円
	最終処分した量	80 t

(平成 23 年度)

### ◆ごみ出しのルール

①正しく分別していない場合や収集日時を間違えた場合は、収集しません。注意事項が記載された貼り紙をしていますので、持ち帰って正しく分別して次回の収集日に出してください。

②ごみの排出は指定袋を使用し、必ず氏名を記入してください。

※指定袋に入らないものは、縛って指定袋（氏名を記入したもの）を付けてください。

※ダンボール箱や指定袋以外のものに入れて出さないでください。

※可燃ごみの中に、ビンや缶などの不燃ごみは絶対に入れないでください。（最近多く見受けられます。）

③必ずお住まいの自治会で決められた「ごみステーション」を利用してください。

※ごみステーションの維持管理や運営は各自治会で行っていますので、他の自治会に迷惑をかけるようにしましょう。

④会社・飲食店・ホテル（旅館）・病院・商店などの事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のごみステーションに出すことはできません。

詳しくは、「家庭ごみ分別の手引き」、「50音順ごみ収集区分一覧表」をご覧ください。

### ◆問い合わせ

○家庭ごみの出し方に関すること

生活衛生課 ☎0820（79）1010

※4月1日以降☎0820（79）1012

○産業廃棄物の処理などに関すること

柳井環境保健所生活環境課 ☎0820（22）3631